

# 自社の強みを活かす太宰府市の補助金

## 太宰府市

補助額 20万円  
対象経費の1/2を補助

## がんばる中小企業補助金



経営革新を承認された中小企業者に対し、その計画に従って行われる事業に要する経費の1/2を補助します！

対象者：経営革新の承認を受け、その計画期間内の太宰府市内で事業営む中小事業者。商工会の経営改善普及事業に基づく経営指導を受けている者であること。（原則として6か月以上）

公募期間：令和3年9月1日～令和3年12月28日  
（随時受付いたしますが、予算の範囲を上回った際には、締切を早める場合があります）

事業期間：交付決定日～令和4年1月31日

### この補助金はこんな事に使えます！

対象となる経費の項目	例
① 機械装置等費	厨房機器、お客様用ソファ、3Dプリンターなど
② 広報費	看板、チラシ、ホームページ構築費など
③ 展示会等出展費	展示会の出展料、関連運搬費等
④ 開発費	試作品や包装パッケージの開発に伴う原材料、設計、デザイン費等
⑤ 外注費	店舗内装、トイレの改装、駐車場の整備など
⑥ その他商工会長が必要と認める経費	

\*申請に要件がございます。詳しくは太宰府市商工会までお気軽にお尋ね下さい！

【お問合せ】 **太宰府市商工会** 電話 092-922-4345  
太宰府市観世音寺 1-2-1 9:00~17:00 HP: <https://dazaifu.com/>

## 対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1)市内で商工業を営む中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する者）であること。（事業の実態が太宰府市内にあれば、居所が他市でも申請可能。）
- (2)太宰府市、その他市町村での市税の滞納がないこと。
- (3)経営革新を承認され、その計画期間である事業所であること。1計画の申請とする。尚、承認経営革新計画の変更に係る承認申請については当初経営革新計画と同一事業とみなし、新たな対象者とししない。経営革新計画自体に係る補助金を得ている場合は重複して申請することはできない。
- (4)共同実施事業は対象とししない。
- (5)商工会の経営改善普及事業に基づく経営指導を受けている者であること。（原則として6か月以上。また他の商工会地区からの移転の場合は、移転前地区の商工会で受けた経営指導の実績を指導期間に含める。）
- (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っていないこと。
- (7)暴力団などとの関係がないこと。

## 申請から交付までの流れ

- ①申請する 補助金申請書を作成し申請します。
- ②審査する 書類チェック後、審査会にかけます。
- ③決定する 審査後、採択者に交付決定通知書が届きます。
- ④事業の実施 交付された内容で事業開始。1月31日までに事業完了。
- ⑤報告する 書類チェック後審査会にかけます。
- ⑥補助金の交付 事業実施内容を確認後補助金額が確定し補助金を受けられます。

## 申請に必要な書類

- (1)補助金交付申請書
- (2)経営革新事業計画書
- (3)経営革新計画承認書
- (4)市税に滞納のないことの証明
- (5)決算書、納税申告書等の写し（直近1年分）
- (6)その他商工会長が必要と認める書類

詳しい内容は、太宰府市商工会までお問合せください。